

三田市議会市民との意見交換の場に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市議会基本条例（平成24年三田市条例第36号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、市民との意見交換の場（以下「意見交換会」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 意見交換会は、毎年度4月から6月定例市議会が招集されるまでに開催するものとする。ただし、条例第15条に規定する議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）において必要と認める場合は、この限りでない。

(内容)

第3条 意見交換会の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予算その他に関する議会報告
- (2) 市民との意見交換
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議において必要と認める事項
(班の構成等)

第4条 推進会議は、意見交換会の実施に当たり、三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）第2条に規定する常任委員会ごとに2人から3人までの各常任委員で1つの班を構成し、3班を編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、意見交換会の内容によっては、推進会議において班の構成を定めることができる。
- 3 議長は、班の構成員になることができない。
- 4 班は、構成員の互選により代表者を選出するとともに、それぞれの役割分担については協議し、決定するものとする。
- 5 班の代表者は、前項の協議で決定した役割分担を推進会議の委員長（以下「推進会議委員長」という。）に報告しなければならない。

(開催場所等)

第5条 意見交換会の開催日時、場所及び方法等は、推進会議が実施する班の代表者と調整のうえ、市民の参加しやすいように配慮し、決定するものとする。

- 2 複数の班が同時期に意見交換会を開催する場合は、推進会議が各班代表者と協議し、決定するものとする。

(議員の責務)

第6条 意見交換会において議員は、個人や会派の信念、姿勢に基づいたものではなく、議会としての総意を述べることを原則としなければならない。

(実施報告及び方針の決定)

第7条 班の代表者は、意見交換会終了後、その内容を推進会議委員長に報告するものとする。

2 推進会議委員長は、前項の報告内容を次の各号に掲げるとおり分類し、方針の決定を行うとともに、その結果を議長へ報告するものとする。

- (1) 市長等に提言、要望を行うもの
- (2) 市議会内で検討を行うもの
- (3) その他

3 前項第1号において市長等に提言、要望を行ったものについては、その対応結果について市長等からその回答を得るものとする。

4 前2項各号に分類されたものは、さらに常任委員会又は条例第16条に規定する政策研究会その他必要と認める協議の場のいずれかで検討を行うよう方針を決定する。

(公表)

第8条 推進会議委員長は、前条第2項の対応方針について、その結果を三田市議会ホームページ及び三田市議会広報誌等の多様な方法で公表するものとする。

2 前項の公表に当たって推進会議委員長は、広報委員会と協議、調整を行うものとする。

(政策への反映)

第9条 議長は、第7条の方針を踏まえて、議会として市長等への提言、要望をはじめ、政策に反映させるよう努力しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、推進会議委員長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。